

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート

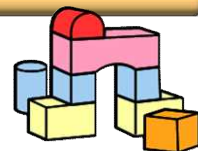
幼稚園（私学助成幼稚園・国立大学附属幼稚園）を利用される方はご確認ください。

No.2

1 教育を希望し、保育を必要としない子どもたち



【対象者・保育料】



- ◆ 満3歳から5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。
- ◆ 私学助成幼稚園の保育料について、無償化月額上限額は25,700円です。国立大学附属幼稚園の保育料について、無償化月額上限額は8,700円です。
- ◆ 入園料についても、一部無償化の対象となる場合があります。詳細は各幼稚園に直接ご確認ください。
- ◆ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、[年収360万円未満相当世帯の子ども]と[第3子以降の子ども]については、副食費（おかず代やおやつ代）分が市から給付されます。
※副食費の給付額は、最大月額4,900円の範囲で、保護者が実際に園に支払う副食費の金額までとなります。
- ◆ 副食費の市からの給付について、[第3子以降の子ども]の多子カウント方法は、小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。



【無償化の対象となる手続き】

市に認定申請書を提出し、[新1号認定]を受ける必要があります。

2 保育を必要とし、預かり保育を利用する子どもたち



【対象者・保育料】



- ◆ 保育料の無償化については、**1**と同じです。
- ◆ 預かり保育が無償化の対象となるには、市から[新2号認定]や[新3号認定]の認定を受けることが必要です。
※[新2号認定]や[新3号認定]を受ける方は、[新1号認定]を受ける必要はありません。

- ◆ 以下の支給要件に該当する場合、市から〔新2号〕等の認定が受けられます。

認定区分	支給要件
新2号認定	〔満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した〕子どもで、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）がある子ども
新3号認定	0歳から〔満3歳に達する日以後最初の3月31日まで〕の間にある子どもで、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）があるもののうち、住民税非課税世帯の子ども



- ◆ 利用日数に応じて、〔新2号認定〕は月額上限11,300円まで、〔新3号認定〕は16,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
- ◆ 無償化の対象となる月額上限は、〔450円×利用日数〕と施設への支払い金額の低い方となります。

（例）新2号認定者が20日間預かり保育を利用した場合

- 預かり保育料が1日600円の施設の在園児

《これまでどおり保護者が園に支払う金額》

$$600円 \times 20日（利用日数） = 12,000円 \dots (A)$$

《無償化対象の限度額（※新2号の上限額は11,300円）》

$$450円 \times 20日（利用日数） = 9,000円 \dots (B)$$

《市から保護者に償還払いされる無償化対象金額》

(A) と (B) を比較し、低い方 ⇒ (B) の9,000円



- ◆ 預かり保育の利用料は、保護者は園に支払った後、市に償還払いの申請を行い、内容審査後に市から保護者に該当金額の償還払いを行います。



【無償化の対象となる手続き】

市に認定申請書を提出し、市から〔新2号認定〕または〔新3号認定〕を受ける必要があります。

3 預かり保育提供が基準未満の園で、保育が必要な子どもたち

- ◆ ② の場合において、園の預かり保育の提供がない、または預かり提供時間等が一定基準未満の場合、園の預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

※一定基準未満・・・平日の開所時間が8時間未満 もしくは 年間開所日数が200日未満

※認可外保育施設等・・・認可外保育施設、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など

※無償化限度額は、〔新2号〕は預かり保育の月額上限11,300円まで、〔新3号〕は16,300円まで

のうち、預かり保育の無償化対象金額を上限から除いた額までが、認可外等の無償化対象額となります。

《問い合わせ先》

宮崎市役所 子ども未来部 保育幼稚園課（電話：0985-21-1774）

No.2